

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特定施設の除却、操業の停止命令等	
根拠法令・条項	瀬戸内海環境保全特別措置法第11条	
所 管 課	環境保全部環境対策課	
処 分 基 準	<p>○瀬戸内海環境保全特別措置法（抜粋） （特定施設の設置の許可）</p> <p>第5条 関係府県の区域において工場又は事業場から公共用水域（水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に水を排出する者は、特定施設（同条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設をいい、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の一日当たりの最大量が50立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。）を設置しようとするときは、許可を受けなければならない。 （特定施設の構造等の変更）</p> <p>第8条 第5条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。 （違反に対する措置命令）</p> <p>第11条 第5条第1項の規定に違反して特定施設を設置した者又は第8条第1項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第3号に規定する「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをするとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	